

令和3年8月19日

学 生 各 位

静 岡 大 学 長

日 詰 一 幸

新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する注意喚起（課外活動を含む）について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染の拡大が続いており、静岡県についても、8月20日から緊急事態宣言が適用されます。本学においても、更なる感染症対策の徹底の観点から、「新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針」のレベルを緊急事態宣言と同日付けで引き上げます。（レベル3→レベル3+）

学生各位においては、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底など、各自でできる感染予防対策を引き続き実施するとともに、「3密（密閉、密集、密接）」はもとより1密でも回避すること、不要不急の移動を自粛することなど、感染リスクを低減させる行動に努めてください。特にマスク未着用の際に、感染が多く発生している状況がありますので、常日頃からマスクの着用を徹底してください。

万一、新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、PCR検査等を受けることが決まった場合又は保健所から濃厚接触者に指定された場合などは、直ちに、本学の新型コロナウイルス感染症等報告用Webフォームを活用して、大学に連絡をお願いします。

なお、感染症防止対策や感染症報告用Webフォームへの入力、課外活動の実施上の留意事項の詳細については、下記を参照してください。

記

1. 感染症防止対策について

- (1) 「マスクの着用（マスクから鼻が出ないように、きちんと着用すること等）」、「手洗い・手指消毒」などの基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染対策がおろそかになりがちな屋外での飲酒や食事も避けるなど、日々の生活において、感染リスクを低減させる行動に努めてください。

特に、飲食店等における食事や飲酒など、マスクを着用せずに他の人と接触や会話を
する場面で感染が多く発生しています。飲食の際は、黙食又は少人数（4人まで）及
び短時間で切り上げ、会話をするときはマスクを着用してください。また、飲食店のみ
ならず、公共交通機関や入浴施設内などで大声を出す行動やマスクなしでの会話は避
け、感染リスクを低減させることを常に心掛けてください。

【参考】新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～（内閣官房）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に拡大している状況であり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている地域など感染が多い地域への不要不急の移動（旅行、帰省など）は、控えるようにしてください。

（なお、静岡県のホームページでは、「不要不急の移動とは、旅行や帰省など、時期を改めることが可能な行動であり、通勤、通学など日常生活に必要な行動の自粛をお願いします。」とされております。）

2. 新型コロナウイルス感染症等報告用Webフォームへの入力について

- (1) 学内での感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症の感染が判明したとき、PCR

検査や抗原検査等を受けることが決まったとき、保健所から濃厚接触者に指定されたときのほか、発熱等の風邪症状がみられる場合においても、直ちに大学へ連絡（下記のWebフォームへの入力）してください。

- (2) また、上記（1）の連絡後、PCR検査等の結果が出たときは、陽性・陰性にかかわらず、直ちに大学に連絡（下記のWebフォームへの入力）してください。



【参考】（静岡大学）新型コロナウイルス感染症等に関する報告 Web フォーム

<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>

- (※1) Webフォームに入力することが困難なときは、自分が所属する学部・大学院等の学務担当係及び保健センター（静岡キャンパスの学生は静岡支援室、浜松キャンパスの学生は浜松支援室）に連絡（メール又は電話）すること。
- (※2) このWebフォームに入力された情報は、学内での感染拡大防止のため、関係者限りの情報として必要な範囲内でのみ利用し、それ以外の目的では利用しません。
- (※3) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合や濃厚接触者になった場合のほか、発熱等の風邪症状がある場合に授業を欠席することになったときは、当該期間につき、欠席扱いにしない取扱いをしておりますので、体調が悪いときは無理に登校しない（登校中の場合は速やかに下校する）ようにしてください。

3. 課外活動について

- (1) 本学の課外活動等活動指針に掲載している「感染防止措置」を確認し、感染防止措置を講じた上で活動を実施してください。

【参考】静岡大学課外活動 web サイト

<https://wpp.shizuoka.ac.jp/kagai-katsudo/covid-19/>

- (2) 課外活動の実施（活動終了後の行動を含む。）するにあたり、以下については特に注意してください。

- ・3密はもとより1密でも回避するため、大人数での会食や宿泊を伴う活動（合宿など）の実施は、見合わせる。また、活動終了後の大人数での会食も避けること。
- ・毎日の健康観察（検温等）を行い、体調が悪い場合は活動に参加しない・させないこと。
- ・活動前後には、手洗い又はアルコールによる手指消毒を徹底すること。
- ・運動時などマスクの着用が困難な場合でも、飛沫対策として、各人間の距離を十分確保（2m以上）すること。
- ・屋内での活動の際は十分な換気を行うこと。
- ・活動時間は、必要最小限の時間に限定して行う（1日2時間以内。19時まで）こと。

- (3) 団体内で感染者が発生した場合に備えて、各団体は、いつ・どこで・誰が活動していたのかわかるよう、活動記録を付けるようにしてください。

【参考】静岡大学課外活動 web サイト > 活動記録について

<https://wpp.shizuoka.ac.jp/kagai-katsudo/covid-19/#katsudokiroku>

（本件担当）

学務部学生生活課